

NO.105 年金受給者だよりに関するQ & A

令和 8 年 1 月

地方職員共済組合

目 次

1 源泉徴収票等について

(1) 源泉徴収票の送付、交付および再交付について

- 問 1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。 1
問 2 源泉徴収票の再交付をしてください。 1

(2) 源泉徴収票の表示額について

- 問 3 令和 7 年分の源泉徴収税額について、例年と比べ、源泉徴収税額が少ないようです。
令和 7 年 6 月（またはそれ以降）に送付されている年金支払通知書の所得税の 6 支給期分と比べ、源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額（所得税額）が少ないようですが、なぜですか。 3
- 問 4 実際の 1 年分の振込金額の合計額と、源泉徴収票に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。 3

(3) 源泉徴収票の記載項目について

- 問 5 源泉徴収票に「社会保険料の金額」の欄がありますが、社会保険料とは、具体的に何ですか。 4
- 問 6 各支給期に「個人住民税」が年金から控除されていますが、源泉徴収票に記載がありません。なぜですか。 4
- 問 7 源泉徴収票に記載されている扶養親族の表記が間違っています。どのような手続きが必要ですか。 4
- 問 8 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。 5
- 問 9 住所の変更（転居・住居表示変更を含む）をしましたが、源泉徴収票の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。 5

(4) その他

- 問 10 確定申告の手続きが必要か教えてください。 6
- 問 11 12 月支給期で年末調整措置をしているのだから、確定申告は不要でしょうか。 6
- （更問）確定申告が必要な場合は、どのような場合ですか。 7

| | |
|--|---|
| 問 12 e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して確定申告を行うために、源泉徴収票の電子データをマイナポータルから受け取りたいのですが、どうすれば受け取れますか。 | 8 |
| 問 13 マイナポータルにログインするためにはマイナンバーカードの読み取りが必要ですが、読み取れずマイナポータルにログインできません。どうしたらよいでしょうか。 | 8 |
| 問 14 10月に「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しました。申告内容を確認したいのですが、どうしたらよいですか。 | 9 |
| 問 15 10月に「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しましたが、内容を変更したいと考えています。どうしたらよいですか。 | 9 |

2 在職支給停止について

| | |
|--|---|
| 問 16 再就職先から令和7年12月に賞与が支給されましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。 | 9 |
|--|---|

3 届出の電子申請について

| | |
|---------------------------------------|----|
| 問 17 届出の電子申請をしたいのですが、いつからできますか。 | 10 |
|---------------------------------------|----|

4 その他

| | |
|--|----|
| 問 18 年金受給者だよりの右上の、発送管理用二次元コードとは何ですか。 | 10 |
|--|----|

1 源泉徴収票等について

(1) 源泉徴収票の送付および再交付について

問1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。

答

年金が全額支給停止されている退職・老齢給付については、源泉徴収票をお送りしていません。

また、障害・遺族給付については、非課税ですので、源泉徴収票をお送りしていません。

問2 源泉徴収票の再交付をしてください。

答

源泉徴収票の再交付が必要な場合は、24時間受付の専用電話による自動受付サービス（電話番号：03-3261-9850）をご利用ください。

なお、利用の詳細は当組合のホームページをご覧ください。

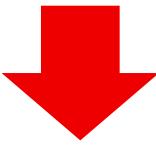
[地方職員共済組合] で検索

ホーム > 年金ガイド > 年金相談窓口 > 自動音声受付の流れ

<https://www.chikyosai.or.jp/guide/contact/pdf/flow.pdf>

【地方職員共済組合のホームページ】





地方職員共済組合
The Mutual Aid Association of Prefectural Government Employees

ホーム お知らせ 年金ガイド 地方職員共済組合について 各事業のご案内

ホーム > 年金ガイド > 年金相談窓口

年金ガイド

- 年金制度について
- 年金相談Q&A
- 年金の手続き
- 年金相談窓口**
 - 本部の年金相談窓口
 - 支部の年金相談窓口
- かつて組合員として在職した方
- 年金記録の電子交付（マイナ手帳きポータル）
- 年金の請求方法
- 年金開帳書類ダウンロード
- 年金受給者たより
- 年金カレンダー
- 年金に関するお知らせ
- 一元化・制度改正関係
- ねんきん定期便

年金相談窓口

1 本部の年金相談窓口

当組合は都府県職員の年金業務を行っています。当組合の年金受給者の方の年金相談等については、次の年金相談窓口にお問い合わせください。その際には、8594から始まる年金証書記号番号と西暦による生年月日が必要になりますので、あらかじめご準備ください。

また、最新の年金情報や年金に関する手続きの案内等を掲載した「年金受給者たより」を年2回（6月・1月）受給者の方へ送付しておりますのでご活用ください。

問い合わせ先

年金相談窓口

| | |
|------|------------------------------------|
| 電話番号 | 03(3261)9850 |
| 受付時間 | 9:00～17:00 ※土・日・祝日を除く |
| 住所 | 〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-3地共済センタービル |

○「年金開帳様式の送付自動受付サービス」のご案内
以下の内容についてのご依頼は、24時間・365日受付の「年金開帳様式の送付自動受付サービス」をご利用ください。

専用ダイヤル 03(3261)9850

1 受取金融機関の変更
2 前年分の源泉徴収票の発行
3 年金証書・改定通知書・支払通知書の再交付
4 扶養親族等申告書の送付

お電話は、自動音声でご案内いたします。
音声ガイダンスの内容は**自動音声受付の流れ** をご覧ください。



(2) 源泉徴収票の表示額について

問3 令和7年分の源泉徴収税額について、例年と比べ、源泉徴収税額が少ないようです。

令和7年6月（またはそれ以降）に送付されている年金支払通知書の所得税の6支給期分と比べ、源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額（所得税額）が少ないようですが、なぜですか。

答

源泉徴収税額が減額する理由としては、次のケースが考えられます。

令和7年度の税制改正（所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）等の施行）により基礎的控除額が引き上げられました。この改正により、令和7年について1年間分の所得税額を再計算し精算を行う年末調整措置を行い、これによって生じた差額を令和7年12月支給期に還付税として還付しました。

源泉徴収票には、精算、還付後の所得税額を源泉徴収税額として記載していますので、年金支払通知書に記載の所得税額の6支給期分より少ない額になっています。

なお、還付税の額については令和7年12月支給期に送付した年金支払通知書にて確認できます。

○令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について | 国税庁

【バナー及びQRコード】

所得税の
基礎控除の見直し等



【リンク先アドレス】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

問4 実際の1年分の振込金額の合計額と、源泉徴収票に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。

答

支払金額が一致しない理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 令和6年以前に支給されるはずの年金が、令和7年中に支給された場合
- 2 令和6年以前の年金支給額に対応する過払金を令和7年中に年金控除等により返還した場合
- 3 源泉徴収票の支払金額は、税引き後の額（保険料控除後の額）と異なることを認識されていない場合

上記1、2の場合は、対応する年ごとに支払金額を計算して源泉徴収票を発行することとされています。

このため、令和7年にこのようなケースに該当した方は、令和7年中に実際にお支払いした年金支給額と源泉徴収票に表示している「支払金額」には相違が生じることとなります。

なお、上記1、2に該当された方には、令和6年以前分の源泉徴収票を別途送付しておりますので、ご確認ください。

(3) 源泉徴収票の記載項目について

問5 源泉徴収票に「社会保険料の金額」の欄がありますが、社会保険料とは、具体的に何ですか。

答

各支給期に、住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき控除された「個人住民税（地方税）」、「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」または「国民健康保険料」の年間徴収額を表示しています。内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

問6 各支給期に「個人住民税」が年金から控除されていますが、源泉徴収票に記載がありません。なぜですか。

答

源泉徴収票は、所得税法（国税）の書類であるため、「個人住民税（地方税）」は記載されません。個人住民税の額は、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

問7 源泉徴収票に記載されている扶養親族の表記が間違っています。どのような手続きが必要ですか。

答

(1) 令和7年分

令和7年分の源泉徴収票データは、既に税務署に提出済みのため、差し替えることは出来ません。確定申告の際に、修正したい箇所を最寄りの税務署に説明してください。

(2) 令和8年分

令和8年分の扶養親族等申告書の記載内容を訂正したい場合は、扶養親族等申告書を提出し直していただくことになります。

令和8年分の扶養親族等申告書をお送りしますので、年金相談窓口（ 03-3261-9850）に電話をかけていただき、「年金関係様式の送付自動受付サービス」から送付の申込みを行ってください。

なお、お問い合わせの際は、お手元に「8594」から始まる14桁の当組合の「年金証書記号番号」をご用意ください。

(参考) 自動音声受付の流れ

- ① 03-3261-9850 に電話をする。
- ② 案内ガイダンスが流れるので「1」を押す。ガイダンスの途中で押すことも可能。（年金相談窓口受付時間外は①の次に③となる。）。
- ③ 「4」（扶養親族等申告書の送付）を押す。
- ④ 「1」を押す。
- ⑤ 「8594」から始まる当共済組合の年金証書記号番号14桁の番号を押す。
- ⑥ 西暦による生年月日を数字8桁で押す。←受付完了
例：昭和30年2月1日の場合は「19550201」と押す。
- ⑦ 令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を当共済組合に登録されている住所に送付。

問8 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。

答

受給者の方に送付する源泉徴収票には、マイナンバー（個人番号）は表示されません。

なお、確定申告（所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出）の際には「12桁のマイナンバー（個人番号）の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となります。

所得税等の申告手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問9 住所の変更（転居・住居表示変更を含む）をしましたが、源泉徴収票の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。

答

当組合への手続きは原則不要です。

住民票等の情報を管理する住民基本台帳ネットワークシステムから当組合に住所の変更情報が提供されることとなっております。

ただし、電話番号を変更された場合は、当組合で登録しているデータを変更する必要がありますので、平日午前9時から午後5時までの受付時間内に年金相談窓口

(電話  : 03-3261-9850) にご連絡ください。案内ガイダンスが流れるので「2」を押すと相談員につながります。

なお、住所の変更情報は2ヶ月ごとに提供されますが、データへの反映には更に時間を要します(具体的には、9月および10月に住所変更された情報は、11月中旬に提供され、12月中旬に当組合のデータに反映されることになります。)。

したがって、当組合からの郵便物を変更前の住所あてに送付する事がありますので、郵便局で転送手続きを行ってくださいますようお願いします。

(4) その他

問 10 確定申告の手続きが必要か教えてください。

答

確定申告の手続きが必要かどうか、手続きの内容等、所得税に関する詳しいことはお近くの税務署に、住民税に関する詳しいことはお住いの市区町村にそれぞれお問い合わせください。

【確定申告について 】

(参考) 国税庁ホームページ抜粋

次の1の方で2に該当する方は、所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

1 公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下

2 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下

ただし、所得税の還付を受けられる方や、確定申告書を提出することが要件とされている特例(株式等の損失の翌年以降への繰越しなど)を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

※ 所得税の確定申告書を提出しない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

問 11 12月支給期で年末調整措置をしているのだから、確定申告は不要でしょうか。

答

今回の年末調整措置の対象は、当組合が支払っている年金に係る基礎的控除額の引き上げに関するものに限られています。

このため、他に所得がある場合や医療費控除を受けたい場合などは、確定申告が必要となる場合があります。

確定申告の手続きが必要かどうか、手続きの内容等、所得税に関する詳しいことはお近くの税務署に、住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村にそれぞれお問い合わせください。

(更問) 確定申告が必要な場合は、どのような場合ですか。

答

令和7年度税制改正に伴い生じる次の場合については、確定申告を行うことにより精算するとされています。確定申告に関する手続き等詳細はお近くの税務署にお問い合わせください。

①基礎的控除額の改正

繰下げ待機、組合員再就職等の理由により令和7年12月に公的年金の支払いがなく、所得税の精算が行われなかった場合で、令和7年2月支給期から同年10月支給期までの間に公的年金等について源泉徴収された税額がある場合

(改正の概要)

公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額が改正により引き上げされました。この改正は、令和7年分以後の所得税について適用されるため、改正後の基礎的控除額に基づいて1年間の源泉徴収税額を再計算し、改正前の基礎的控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

②特定親族特別控除の創設

令和7年分の所得税について、創設された特定親族特別控除の適用を受けようとする場合

(改正の概要)

特定親族(※)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて月額52,500円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

(※) 特定親族とは、受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人のことをいいます。このうち、公的年金等については合計所得金額が58万円超85万円以下の人をいいます。

③扶養親族等の所得要件の引上げ

令和7年分の所得税について、改正により所得要件が引上がったことにより、扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合

(改正の概要)

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が10万円引上げられ、48万円から58万円になりました。

問 12 e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して確定申告を行うために、源泉徴収票の電子データをマイナポータルから受け取りたいのですが、どうすれば受け取れますか。

答

源泉徴収票をマイナポータルから受け取ることができる方は、次の条件にすべてあてはまる方です。

1. マイナンバーカードを持っている
2. マイナポータルに登録済である
3. 当共済組合に登録している住所が日本国内にある

上記にすべて該当する方は、当組合のホームページ経由でe-私書箱から源泉徴収票電子交付の申請をしていただくことで、マイナポータルから公的年金等の源泉徴収票の電子データを受け取ることができます。

○地方職員共済組合ホームページ

→源泉徴収票のマイナポータル連携(e-私書箱)についてのリンク先



※マイナポータルから受け取ることができる公的年金等の源泉徴収票は、毎年1月に郵送している源泉徴収票のうち、令和4年分以降の分になります。

※共済組合から老齢や退職の年金の支給がなかった方には電子交付できません。

※確定申告直前に申請いただいた場合、本人特定ができない等の理由で確定申告に間に合わないことがあります。ご了承ください。

※電子交付や電子申請について、詳しくはデジタル庁及び国税庁ホームページをご確認ください。

問 13 マイナポータルにログインするためにはマイナンバーカードの読み取りが必要ですが、読み取れずマイナポータルにログインできません。どうしたらよいでしょうか。

答

原因の1つとして、利用者証明用電子証明書(数字4桁)の有効期限が切れている可能性があります。詳細はデジタル庁のホームページをご確認いただとかお住いの自治体にご確認ください。

【デジタル庁ホームページ】

マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限・更新

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/expiration-date>

問14 10月に「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しました。申告内容を確認したいのですが、どうしたらよいですか。

答

年金相談窓口（ 03-3261-9850）にお問い合わせください。お問い合わせの際には、お手元に「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」のわかるものをご用意ください。

問15 10月に「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しましたが、内容を変更したいと考えています。どうしたらよいですか。

答

令和8年分の扶養親族等申告書を提出し直していただくことになります。令和8年分の扶養親族等申告書をお送りしますので、年金相談窓口（ 03-3261-9850）に電話をかけていただき、「年金関係様式の送付自動受付サービス」から再交付の申込みを行ってください。

お問い合わせの際は、お手元に「8594」から始まる14桁の当組合の「年金証書記号番号」をご用意ください。

なお、変更後の申告内容の適用は、令和8年4月支給期以降となります。

2 在職支給停止について

問16 再就職先から令和7年12月に賞与が支給されましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。

答

令和8年2月支給期となります。

在職中の年金の支給停止額は、再就職先の事業主から届出があった「標準報酬月額」と直近1年間の「標準賞与額」に基づき算定することとなります。

ただし、令和8年2月支給期の算定時までに、日本年金機構等から共済組合に提供される令和7年12月に支給された賞与（標準賞与額）の情報が遅れた場合は、令和6年12月に支給された賞与（標準賞与額）を直近1年間の標準賞与額として、年金の支給停止額を仮算定し、令和8年2月支給期の年金額に一旦反映させます。そして、令和7年12月の賞与（標準賞与額）の情報が共済組合に情報提供された後、令和8年4月支給期以降に差額分を調整します。

3 届出の電子申請について

問 17 届出の電子申請をしたいのですが、いつからできますか。

答

届出の電子申請は、令和8年4月開始予定です。現在、諸変更をご希望の場合は、必要な手続きの届書をお送りしますので、年金相談窓口（☎ 03-3261-9850）に電話をかけてください。

なお、お問い合わせの際は、お手元に「8594」から始まる14桁の当組合の「年金証書記号番号」をご用意ください

4 その他

問 18 年金受給者だよりの右上の、発送管理用二次元コードとは何ですか。

答

封入書類を管理するための二次元コードです。

年金受給者様向けのものではございません。